

「受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則」の一部改正

新	旧
<p>受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この細則は、<u>投資信託委託会社等会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等をいう。以下同じ。）が行う</u>受益証券の直接募集等に関する規則（以下「規則」という。）第12条に規定する直接募集等（規則第1条に規定する直接募集等をいう。以下同じ。）の業務に関し、顧客に返還すべき金銭の分別管理について、必要な事項を定める。</p> <p>第2条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(顧客分別金信託の要件等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 内閣府令第141条第1項第<u>3</u>号の規定に準じて選任する受益者代理人は次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成29年6月8日から実施する。</p>	<p>受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 この細則は、受益証券等の直接募集等に関する規則（以下「規則」という。）第12条に規定する<u>投資信託委託会社等会員（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社及び同条第21項に規定する資産運用会社である正会員をいう。以下同じ。）が行う</u>直接募集等（規則第1条に規定する直接募集等をいう。以下同じ。）の業務に関し、顧客に返還すべき金銭の分別管理について、必要な事項を定める。</p> <p>第2条 ～ 第3条 (同 左)</p> <p>(顧客分別金信託の要件等)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 内閣府令第141条第1項第<u>2</u>号の規定に準じて選任する受益者代理人は次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(同 左)</p>

新	旧